

令和 8 年 度

年 間 監 査 計 画

札 幌 市 監 査 委 員

令和8年度 年間監査計画

第1 基本方針

- 適正な行財政運営の推進に資するため、合规性、正確性に加え、経済性、効率性、有効性といった、いわゆる「3E」の視点も取り入れて監査を行う。
また、過去の監査で繰り返し指摘される事案やその他必要な事案に対しては、改善に向け積極的な見直しが図られることを支援するため、監査を通じ、制度所管部局等へ適宜働きかけなどを行う。
- 監査の実施に当たっては、あらかじめ監査対象部における過去の監査結果や措置状況等を確認の上、リスク等の識別・評価を行うとともに、電子帳票や庁内基幹システム等のICT環境に対する的確な対応を進め、人員、時間等の監査資源を適切に配分して、監査の効率化を図る。
- 監査の過程において、内部統制の整備状況及び運用状況について監視を行い、内部統制の不備又は内部統制の不備に当たる可能性のある事項を把握した場合は、是正・改善を促すため、必要に応じて指摘等を行う。
- 監査の結果について、上記1の視点から不適正と認めるものについて指摘を行うほか、改善に向けた検討が必要と認めるものに意見(要望)を付することとし、今後留意すべき事柄については基本的遵守事項として事務改善を促す。
なお、特に措置を求める必要があると認める事項については勧告を行う。

第2 実施する監査等の種類、対象部、実施時期等

1 財務監査(事務)

区分	第1回定期監査	第2回定期監査	第3回定期監査
実施時期	令和8年4月～7月	令和8年9月～12月	令和9年1月～3月
対象期間	令和7年4月～令和8年3月	令和7年10月～令和8年9月	令和8年1月～12月
監査対象部等	一般会計・特別会計 危) 危機管理部 総) 行政部 総) 職員部 子) 子ども育成部 子) 子どもの権利救済事務局 建) 総務部 区) 土木部 [中央、北、西] [7局(区)9部]	会計室 財) 税政部 財) 中央市税事務所 財) 管財部 保) 高齢保健福祉部 保) 障がい保健福祉部 経) 経済戦略推進部 環) 環境都市推進部 教) 中央図書館 教) 市立学校 [6局10部]	都) 建築指導部 区) 市民部 [東、白石、厚別、手稲] 区) 保健福祉部 [東、白石、厚別、手稲] [5局(区)9部]
	企業会計 水) 総務部 水) 給水部 [1局2部]		
市長・議長への報告及び公表時期	令和8年7月	令和9年1月	令和9年4月
議会への報告時期	令和8年第3回定例会市議会	令和9年第1回定例会市議会	令和9年第2回定例会市議会

- 注1) 機構改革が実施された場合は、原則として、対象部の主要事務を引き継いだ部を対象として監査を実施する。
- 注2) 各定期監査では、基本方針を踏まえて、対象業務を限定することがあるほか、必要に応じて他の年度の執行分も監査対象とする。
- 注3) 教) 市立学校については、20校程度を抽出し、監査対象とする。
- 注4) 監査対象部等については、年度の途中で諸事情により一部変更する場合がある。

2 財務監査(工事)

区分	第1回定期監査	第2回定期監査	第3回定期監査
実施時期	令和8年4月～7月	令和8年7月～12月	令和9年1月～3月
対象期間	令和7年4月～令和8年3月	令和7年4月～令和8年3月	令和8年1月～12月
監査対象部等	建) みどりの推進部 交) 高速電車部 区) 土木部 [北、東] [4局(区)4部]	建) 土木部 (維持担当部以外) 都) 建築部 区) 土木部 [中央、西、手稲] [5局(区)5部]	水) 給水部 [1局1部]
市長・議長への報告及び公表時期	令和8年7月	令和9年1月	令和9年4月
議会への報告時期	令和8年第3回定例市議会	令和9年第1回定例市議会	令和9年第2回定例市議会

- 注1) 機構改革が実施された場合は、原則として、対象部の主要事務を引き継いだ部を対象として監査を実施する。
- 注2) 各定期監査では、基本方針を踏まえて、対象業務を限定することがあるほか、必要に応じて他の年度の執行分も監査対象とする。
- 注3) 財) 管財部については、上記対象部の監査において、関連事項について必要が生じた場合に、監査対象とする。
- 注4) 監査対象部等については、年度の途中で諸事情により一部変更する場合がある。

3 行政監査等

行政監査は、財務監査と併せて実施する。

また、監査委員が必要と認める場合には、個別に行政監査を実施することとし、具体的な監査テーマ、実施計画については、監査委員会議で決定する。随時監査についても、同様とする。

4 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査については以下の3種類の監査を実施することとし、対象とする団体等については、次表のとおりである。

- (1) 財政援助団体監査
- (2) 出資団体監査
- (3) 指定管理者監査

区分	対象団体名	監査の種類			対象施設名	所管部局
		財	出	指		
第2 回定期 監査	(公財)札幌市芸術文化財団	○	○	○	芸術の森、本郷新記念札幌彫刻美術館、コンサートホール、教育文化会館、市民ギャラリー、市民交流プラザ(文化芸術劇場、文化芸術交流センター)	市)文化部
	(公財)さっぽろ青少年女性活動協会		○	○	札幌エルプラザ公共施設(市民活動サポートセンター、消費者センター、男女協同参画センター、環境プラザ)、児童会館、こども人形劇場(こぐま座)、札幌市東山児童会館、札幌市元町北ポプラ児童会館、札幌市定山溪児童会館、こどもの劇場(やまびこ座)、若者支援総合センター、若者活動センター、定山溪自然の村、青山の家	市)男女共同参画室 環)環境都市推進部 子)子ども育成部 教)総務部
	(一財)札幌市下水道公社		○			下)経営管理部
	(一財)札幌市住宅管理公社		○			都)市街地整備部
	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	○		○	北区民センター、篠路コミュニティセンター、新琴似・新川地区センター、厚別西地区センター、里塚・美しが丘地区センター、はちけん地区センター、手稲老人福祉センター	市)地域振興部 保)高齢保健福祉部 保)障がい保健福祉部 子)子育て支援部 北)市民部 厚)市民部 清)市民部 西)市民部
	(社福)札幌厚生会	○		○	あけぼの荘	保)総務部
	(社福)札幌慈啓会	○		○	稲寿園、菊寿園、拓寿園	保)高齢保健福祉部 保)障がい保健福祉部 子)子育て支援部
	小計 7団体	4	4	5		
第3 回定期 監査	アートチャイルドケア(株)	○				子)子育て支援部
	札幌丘珠空港ビル(株)	○	○			政)空港活用推進室
	(公財)パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会	○	○			市)文化部
	(株)札幌ドーム	○	○	○	札幌ドーム	ス)スポーツ部
	(一財)札幌市交通事業振興公社	○	○			交)事業管理部
	(社福)救世軍社会事業団	○		○	しせいかん保育園	子)子育て支援部
	(同)むすびや	○		○	札幌市南区保育・子育て支援センター(小規模保育事業)	子)子育て支援部
	小計 7団体	7	4	3		
合計 14団体		(延べ数)				
	11	8	8			

注1) 監査の種類欄の「財」、「出」及び「指」はそれぞれ財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を表し、各団体ごとに○を付したものが対象となる監査の種類を示す。

注2) 監査の種類欄の対象施設名は、当該団体が指定管理を行っている公の施設名を示す。

注3) 監査対象団体については、年度の途中で諸事情により一部変更する場合がある。

5 決算、基金運用及び健全化判断比率等審査

実施時期	令和8年7月上旬～9月上旬
市長への提出時期	令和8年9月中旬
審査の対象 (決算)	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 一般会計 ▷ 特別会計(8会計) <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理会計 ・駐車場会計 ・母子父子寡婦福祉資金貸付会計 ・国民健康保険会計 ・後期高齢者医療会計 ・介護保険会計 ・基金会計 ・公債会計 ▷ 企業会計(6会計) <ul style="list-style-type: none"> ・病院事業会計 ・中央卸売市場事業会計 ・軌道整備事業会計 ・高速電車事業会計 ・水道事業会計 ・下水道事業会計
(基金)	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 基金運用状況 ・土地開発基金
(健全化)	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 健全化判断比率 <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率 ・連結実質赤字比率 ・実質公債費比率 ・将来負担比率 ▷ 資金不足比率 <ul style="list-style-type: none"> ・資金不足比率

6 例月出納検査

(1) 実施時期

原則として毎月10日に前々月分について、現金出納検査を実施する。

(2) 市長・議会への報告

令和8年 3月～令和8年 6月分	令和8年第3回定例会市議会
令和8年 7月～令和8年10月分	令和9年第1回定例会市議会
令和8年11月～令和9年 2月分	令和9年第2回定例会市議会

7 内部統制評価報告書審査

実施時期	令和8年6月下旬～9月上旬
市長への提出時期	令和8年9月中旬
審査の対象	▷ 札幌市内部統制評価報告書